

小値賀町議会第一回定例会は、平成十五年三月十一日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十四名

十	十	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
四	三	二	一										
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
川	柳	岩	中	吉	近	山	中	坂	黒	立	横	伊	岩
村	山	永	村	元	藤	本	村	井	崎	石	山	藤	坪
章	長	守	二	一	徳	勝	範	政	隆	弘	忠	義	
雄	人	義	正	夫	輝	蔵	徳	三	美	教	蔵	之	光

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	住	農	水	建	税	診	空	教
長	役	入	育	務	民	林	産	設	務	療	港	育
				課	課	課	商	課	課	所	管	次
							工			事	理	長
							課			務	事	
										務	務	
										所	所	
										長	長	

近	北	岩	坂	松	福	中	神	西	中	大	筒	平
藤	村	坪	井	永	田	谷	川		村	黒	井	野
信	勝	健	一					浩	敏	泰	英	久
功	義	吾	誠	等	功	清	三	章	三	敏	敏	之

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長
議会議務局書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十五年三月十一日（火曜日）

午前十時一分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（柳山長人議員・岩坪義光議員）
- 第二 会期決定
- 第三 所信表明
- 第四 一般質問
- 第五 議案第三号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）
- 第六 議案第四号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第七 議案第五号 小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 第八 議案第六号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第九 議案第七号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第十 議案第八号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第十一 議案第九号 小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）
- 第十二 議案第十号 小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第十三 議案第十一号 小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第十四 議案第十二号 字の区域の変更について
- 第十五 議案第十三号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第十六 議案第二十九号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

- 第十七 議案第十四号 平成十四年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)
- 第十八 議案第十五号 平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)
- 第十九 議案第十六号 平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第三号)
- 第二十 議案第十七号 平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)

午前十時一分開会

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第一回定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。
諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、十三番・柳山長人議員、一番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十三日までの三日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十三日までの三日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（近藤 功） 本日にここに、平成十五年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にて、寒い中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

国は厳しい財政状況の中で、様々な行財政改革を進めておりますが、特に地方交付税制度の見直しが検討されており、歳

入の五〇%以上の交付税に依存している本町にとって、非常に心配いたしているところがございます。すでに本町において普通交付税は、十三年度は十二年度に対し、九千九百九十万一千円、十四年度は十三年度に対し、九千二百七十五万円と交付税が減額しており、今後、交付税制度の見直しによって更に減額されることが予想されます。

今後、厳しい行財政運営を強いられることは確実であり、この様な現実に対応していくためには、更なる行政改革を断行し、効率的な行財政運営に努める事が重要であると考えております。

ご承知のように、四月には統一地方選挙が行われます。

これを踏まえまして、平成十五年当初予算編成に当たりましては、景気維持と雇用の安定、継続事業にかかる公共事業費並びに事務事業費を概ね全額計上いたしますと共に、義務的経費に所要額を計上しております。これ以外の政策的経費につきましては、極力予算計上を抑えた骨格予算といたしております。

開会に当たり、町政の運営について、所信を申し述べますと共に、議案の主なものについて、その概要をご説明申し上げます、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務課関係について申し上げます。

市町村合併については、ご承知のとおり現在一市二町による任意合併協議会で協議が行なわれておりますが、一月に合併検討項目の中間報告が出され、町内の全世帯に報告書を配布いたしました。今後、法定合併協議会へ移行することの協議が行われます。

診療所の田中医師については、長崎県離島医療圏組合から派遣されていましたが、本年三月末で派遣期間が満了となりました。今後も引き続き小値賀町職員として任用したいと思っております。

空港関係について申し上げます。

平成十四年度は、天候不良で多客期の欠航が多く、前年と比較して一月末現在の乗客数で、九六八名の減少となっております。利用客増を図るため、日本旅行赤い風船の「おぢかの旅」のツアーとして、五月から十二月まで実施された実績は、六組十七人の利用でしたが、十五年度も引き続き関係機関の協力を得て、小値賀の宣伝と利用客増のため、ツアーに取り上げていただくよう交渉をいたしております。

税務関係について申し上げます。

当町の唯一の自主財源であります町民税は、依然として景気の厳しい中で、税收の伸びは期待できないのが現状であります。本町の基幹産業であります漁業も不漁続きであり、本年の税收が懸念されるところであります。

農業は、畑総事業が竣工し、これからの農業所得の増収に期待するものであります。

固定資産税につきましては、本年度は評価替えの年であり、減価償却による減収が懸念されます。

国土調査事業につきましては、昨年度までで本島の調査を終了し、十五年度は斑地区の調査を実施します。進捗状況では平成十五年度末で調査全体面積で五八%になる見込みです。

住民課関係について申し上げます。

今年四月一日から身体障害者、知的障害者、障害児に対する支援制度が実施されます。これまでは、障害のある方が施設やホームヘルプサービスを利用する時は、役所が決めていましたが、四月からはサービスを自分で選んで契約する制度になります。そのために施設入所者を訪問して実態調査を行なうなど準備を進めております。

平成十二年度にスタートいたしました介護保険制度は、平成十四年度で三年が経過し、第一期の事業年度が終了します。このため、平成十四年度末までに介護保険事業計画の見直しを行い、四月から始まる第二期事業計画の策定をすると共に、第一号被保険者の保険料の改定を行なう条例を制定することが必要になり本議会に上程いたしております。

今後とも介護保険制度の円滑な実施をはじめ、利用者のニーズにあったサービスを提供していきたいと思っております。環境関係につきましては、廃棄物循環型の社会を形成していく必要がある状況の中、当町におきましては、平成十六年度までの分別収集計画を策定し、実施しているところでございます。

ペットボトルにつきましては、本年二月に一回目の搬出を行い、三四七〇kgを佐賀県の方へ搬出しました。

今後も「廃家電四品目」のリサイクルと合せ、住民の方々に環境問題の重要さを認識していただきまして、快適で住みよいまちづくりを推進することが重要だと考えております。

農林課関係について申し上げます。

政府の農業政策は、個別経営に加え新たに集落営農を農業の担い手に位置付けることにし、生産から販売までの一元化や、遊休農地解消に努めることとしております。

又、食の安全、安心のための政策大綱を策定し、安全で安心できる食料の安定供給を目指し、消費者や生産者が企画した

情報交換等を促すことにいたしております。

県においても、農政ビジョンの推進方向に基づき、「意欲ある多様な担い手の確保・育成」、「地域の特性を生かした産地づくりによる生産の維持・拡大」、「新鮮で安全な食料供給体制の強化」、「潤いのある個性豊かな農村空間の創造」を進めることといたしております、これらの施策を基軸とした農業経営の確立を図りたいと思っております。

水田農業につきましては、当町の十五年度の米生産調整面積は水田面積の四二・三％、六九・二ヘクタールの配分を受けており、米生産農家にとりましては、依然として大きな負担となっております。

このような中、国においては、「米政策改革大綱」が決定され、これに伴い今国会において、食料法が改定されることになっております。

生産調整に関する主な改正案は、従来、国、県において配分されておりました生産調整が、農業者、農業団体が主体となる生産調整に変わることに鑑み、これからは消費者及び市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくり体制や水田農業の転換作物の検討を図り、安定した農業経営の構築が求められることとなります。

畜産業については、一月に六頭目、七頭目のBSEが発生し、子牛価格への影響を心配しましたが、大きな影響もなく安堵いたしております。三月牛市につきましては、平均価格でメス三十二万一千八百六十七円、去勢四十五万二千七百三十二円、平均三十八万八千五百八十二円で、前回十二月せり市と比較しますと、三万三百三十二円の安値となりました。

林業につきましては、今年度は、松くい虫防除のための空中散布、地上散布の他に昨年に引き続き、松毛虫防除のための空中散布、姫の松原への樹幹注入を実施することになっております。

畑総事業につきましては、平均十四年度末進捗率は、九八・六％となりますが、主要施策の整備完了に伴い、去る二月十日竣工式を行うことができました。

十四年度においては、区画整理柳第三工区、撒水施設工事、堆肥製造施設付属機械購入などの事業を行いました。堆肥製造施設敷地内舗装については、年度内執行が困難なため翌年度へ一千二百万円の明許繰越を講ずることにいたしました。畑総事業も十五年度で完了となりますので、各施設の完了整備と共に維持管理や財産譲与等について県当局と協議を行い契約の締結を行なうこととなります。十五年度においては、管理用道路の舗装、植栽、ベンチ等の整備が行われます。

担い手公社については、第一期研修生が今年度から就農いたしますので、その営農指導を行うと共に、引き続き二名の研

修生を新たに受け入れ、新規就農者の確保と育成を図るよういたします。

又、経営構造対策事業による、研修ハウス、育苗ハウス等が完成しますので、ブロッコリー等の苗の供給をはじめとする農家支援を拡大していくよう計画しております。実証展示としては、ナス、トマト、パプリカ栽培を考えております。

水産商工課関係について申し上げます。

長崎県では、長崎県水産業振興基本計画の三つの基本目標である「資源を育む海づくり」、「魅力ある経営体づくり」、「未来につながる人づくり、漁村づくり」のための諸施策も推進されており、その成果が期待されるところであります。

本町といたしましては、水産業を今後とも基幹産業として発展させていくためには、小値賀島周辺の「豊かな海に恵まれた漁場」といわれてきているところの現状をよく把握し、水産資源の保存管理と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、漁場の開発、藻場の造成等生産基盤の整備に努めていくことが重要と考えております。

又、今日まで「アワビ種苗センター」と「あわび館」につきましては、その運営管理を漁協に委託してりましたが、漁協の運営に諸処の支障をきたしている事情や、更に経費節減を図りながら運営していくためには、町が直接管理し運営していくことが得策ではないかという結論に達し、双方合意のもと平成十五年度から町の直轄事業として取り組んでいくことになりました。

次に商工観光関係について申し上げますが、近年の世界情勢は深刻な事態を引き起こすことが懸念されることや国際社会経済の先行き懸念等、我が国の株価の低迷等に加えて、雇用情勢や個人消費も依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても、長引く景気低迷に加え、特に基幹産業である漁業の不振等は、地元の消費購買力の低下に拍車をかけるほどの大きな影響を及ぼしております。

厳しい状況下で商工会では青年部や女性部が中心となって進めている経営改善や地域振興事業を更に充実していくための拠点づくりとして、商工会館の増改築工事に着手しており、間もなく完成の運びであり、今後の事業展開に期待をいたしております。

おちか国際音楽祭実行委員会が中心となって開催された「第一回おちか国際音楽祭」は、昨年ゴールデンウィークに行われましたが、その実績と経験を生かし、第二回となる「音楽祭」が三月二十三日から三月三十日までの日程で計画されます。

受講生も第一回目を十人も上回る二十六名に達し、スタッフや実行委員の皆さんは、その受け入れ体制に日夜工夫をこらしております。

このような取り組みは、交流人口の増と共に、新たな地域づくりにつながるもので、今後更に商工会、観光協会、ながさき島の自然学校等関係者が連携を深めていくことが肝要であると考えております。

建設課関係について申し上げます。

下水道事業の現在までの進み具合をご報告します。

笛吹地区特定環境公共下水道事業は、町部中心部分の工事で岩盤掘削や交通規制の必要が生じ、工期不足になり、単独事業については工事を一部中止し、新年度で施工いたします。

又、補助事業については、今回の国の補正予算で一千万円の追加配分を受けており、予算的には新年度への繰越工事としておりますが、笛吹地区全体の工事の進み具合は、ほぼ予定どおり進んでおります。

役場から中学校附近までの本舗装工事を二月に発注しており、四月以降も引き続き仮舗装部分を本復旧してまいります。十五年度には、新町、柳田町、蛭子町等本通りの東側の管路工事に着手し、役場より下流を完成させ、処理場完成に合せ、来年四月の供用開始を目指します。

県が代行している終末処理場については、若干発注が遅れましたが、年末に土木工事に着工、機械棟の建築工事、処理施設の機械設備工事と順次発注されており、来年三月には完成するものと期待しております。

同様に県代行の幹線管路についても、丸田屋さん前の管路推進工事で岩盤と海水の浸水により、不測の工事期間が必要となり、近所の方には特にご迷惑をかけたりましたが、なんとか推進用機械が設置できるところまで進んでおります。

柳地区農業集落排水事業については、終末処理場は、予定通り三月完成の見込みが付き、処理場周辺の自然流下の家については、四月から供用できますが、その他の家庭については、マンホールポンプの設置が予算の都合で、十五年度になる関係で、お盆前の供用開始となるので、ご理解をいただきたいと思っております。

浜津地区については、十四年度の新規採択を受け、県道工事と合わせ、一部の管路工事と進めてきましたが、十五年度は大浦から西目までの基幹農道部分の埋設工事と地区内の一部で管路工事を予定しております。

道路では、県道斑浜津線改良工事も年度内に予定通り竣工します。十五年度は改良箇所を林田から笛吹間の小値賀循環線

に移し、用地買収にかかる予定となっており、

教育委員会関係について申し上げます。

近年、少子化対策については、大きな社会問題となっておりますが、今年小学校へ入学する児童数は小値賀小学校二十七名、斑小学校三名、計三〇名です。昨年に比べ六名の増加となっております。

昨年から週五日制の学校教育がスタートいたしました。新学習指導要領による教科内容の削減により、児童生徒の学力低下が懸念されておりますが、学校、家庭、地域及び社会教育の連携を図りながら、この指導要領に対処してまいります。

学校施設につきましては、中村教員住宅が完成し、十四年度国の補正予算で大島分校体育館の大規模改造工事を予定しております。

公民館事業につきましては、各種講座や講演会への参加者も多く、自主学習グループの活動状況も活発で、今年度は特に高度なパソコン講習会、ワープロソフト、表計算ソフト等実用的な内容の講習会を計画しております。

歴史民俗資料館では、「螺鈿細工などの質の高い漆器工芸品を主体とする」年間企画展を予定し、入場者数は、一五〇〇名程度を見込んでいます。

町立図書館は現在の蔵書数が約三一五〇〇冊を越え、CDの貸し出しを二月から始めました。総合運動公園の利用状況は、全体で延べ二四五〇〇人で、昨年並みで推移しております。

又、若者交流センターの宿泊状況は延べ一〇二五人、施設利用者は約一五〇〇人で、昨年より宿泊で二一〇名、施設利用者で九四〇名の増加となっております。

診療所について申し上げます。

現在の医療は急速な少子高齢化の進行、医療技術の飛躍的進歩、医療に対する意識の変化など医療を取り巻く環境は厳しく困難な時を迎えております。

そのような中で国は、医療費の抑制を図るためにさまざまな医療制度の改革をおこなってまいりましたが、患者はもとより医療機関においても多くの負担が求められてきております。

本町医療の現状を見ましても、昨年四月の診療報酬の改定をはじめ十月からの七〇歳以上の窓口負担が定率負担の導入などにより患者数の減少と診療収入の減少が見られます。

診療所の健全な運営と医療サービスの向上を図るため、「診療所運営協議会」を設置し、医療の向上に努めたいと存じます。

次に議案関係について申し上げます。

まず、平成十五年度当初予算であります。一般会計の予算額は、三十六億二百万円、特別会計の予算額は、七会計合せで、二十四億三千七百七十五万円となっております。

次に平成十四年度補正予算であります。今回の補正額は人件費で人事院勧告に伴う調整、国の補正予算に伴う補助金の決定等、その他年度内に執行する事務事業について計上いたしました。

一般会計一千八百万円の増額補正、特別会計六会計で二千三百八十二万六千円の減額補正をいたしております。

この結果、平成十四年度一般会計の予算額は三十五億九千二百万円となります。

次に予算以外の議案のうち主なものについて申し上げます。

議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部改正は、診療所運営協議会の設置等に伴い委員報酬を追加するものでございます。

議案第六号、小値賀町国民健康保険条例の一部改正は、退職被保険者の一部負担割合が二割から三割負担に改正されるものでございます。

議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部改正は事業計画の見直しに伴う保険料の改正が主でございます。

議案第十一号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正は、柳地区の供用開始に伴う処理区域の追加改正でございます。

その他の案件については、説明を省略させていただきます。

四月二十九日でも任期を迎えますが、この四年間、議員の皆様と相諮り、町議会そして町民のご協力をいただきましたことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会には、合計二十七件の審議案件を提案いたしております。提案理由並びに議案内容につきましては、それぞれ担当から説明を申し上げます。なにとぞ慎重にご審議のうえ適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（川村章雄） これで町長の所信表明を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

山本徳蔵議員

八番（山本徳蔵） 私は今回最後の一般質問に臨みまして、離島における有事の際の支援体制の現状と今後について質問をいたします。

古来より離島での消防・防災への備えは、常に自主自衛を畝として継承され培われ、その安全が確保されてきたのであります。最近では近代的な消防機器が配備され、水槽の設置、消火栓の設備等々高く評価しているところであります。

更には、漁港の改築によって何時なる時でも、如何なる場合でも船の接岸・荷揚げが可能となつて、外部からの支援活動が容易となつております。

離島で生活する者にとつて不安といえ、やはり有事の際の消火活動であります。

世の諺に「備えあれば憂いなし」という言葉がありますが、器具その他設備の面では完璧に近い状態にあると思います。ところがそれらの機能が果して活かされ、完全に発揮出来るかどうか。その不安が現実のものとなつてきたのが、超高齢化社会の姿であります。

まことに残念な言葉ですが、「備えあれども憂いあり」という現状ではないかと思ひます。

この不安は年毎に深刻化する事は間違ひなく、自主自衛の在り方を根底から覆しかねない事態に直面しつつあるのが、消防防災に対する離島の現状ではなからうかと思ひます。今後、この様な局面を想定した時、町としてそれぞれの島に対する支援体制を早めに検証し確立する必要があるのではないかと考えますが、行政の対応をお伺いしたのであります。

まずそれらについて現状からお尋ねをいたしますが、一、大島の自衛消防は第一分団の所属と伺つております。納島・六島の場合はどうなつてゐるか。二、有事の際、利用する船舶の特定は出来るのか。又その出港地はどこになつてゐるか。三、その場合、人員のみの支援に止まるのか。本町の場合、空からの支援は考えられず、船舶の利用以外に道はありません。とすれば、有事の際に要する所要時間等を把握するため、一度位は訓練の必要があると思ふがどうか。もし不可能であれば、模範的な訓練でもと痛感いたしますが、その必要はないのか。

以上で質問を終わりますが、離島には現在一七〇余名の町民が生活しております。議会はもとより行政機関の暖かいご理解によって本島との隔差は近年急速に是正され改善が見られるものの、依然として解決しなければならぬ課題が山積しております。例えば、救急医療体制の充実であります。昭和四十九年、広域消防小値賀出張所の開設によって本島の皆さんは救急車の配備により、計り知れない恩恵を受けております。近い将来離島においても何等かの次善措置が講じられてしかるべきと願わずにはおれません。

離島に住む者の一人として今まで以上の積極的な対応を切望して、私の一般質問を終わります。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

おっしゃるとおりで大変私も心配をいたしております。まず、大島・納島・六島及び斑島には自衛消防を組織いたしておることはご承知のとおりでございます。皆さん方に消防・防災活動を行っていただいております。そのことに対しましては、心からお礼を申し上げます。特に大島においては婦人消防隊も組織していただいております。重ねて御礼を申し上げます。

町といたしましたは、考えられる範囲で消防ポンプの設備を配備をいたしておりますが、それぞれ離島は本島の分団の中に入っております。大島のことを申し上げますが、第一陣として、十分団と消防署が出動するということにいたしております。 「はやて」で行くようになっております。 「はやて」とは、用船協定を結んでおります。もちろん機械も持っております。第二陣としては、一分団・四分団で「はまゆう」で出動すると。第三陣は、必要団数において、漁船で出動するというようなことを取り決めております。年末とかそれから消防の訓練とかにも離島の皆様にも来ていただいて、検討をしたり確認をしたり、また連絡を密にいたすようにいたしております。

それから訓練ということでしたけども、確かにおっしゃるとおりだと思います。消防団の方とも協議をいたしまして、そのようなことが出来るのか出来ないのか、消防の方と協議をしまいたいというふうに考えます。

議長（川村章雄） 山本 議員

八番（山本徳蔵） ただいま質問席で申し上げた事項の趣旨をしっかりと受け止めていただいて、今後、極力本島と離島との格差是正のためにひとつ取り組んでいただくことを切望いたしました。質問を終わります。

議長（川村章雄） これでは山本議員の質問を終わります。

次いで、立石隆教議員

四番（立石隆教） 私は町長に次の二点について伺います。一つ目は、市町村合併問題の今後の見通しと対応について、二つ目は、政府が今取組んでいる構造改革特区の内容とそれに呼応する本町の取り組みについてでございます。

まず、合併問題について伺います。

昨今小値賀町でも合併問題に対する関心が非常に高まってまいりました。大変好ましいことだと私は思っております。それはとりもなおさず、自分達の町を自分達の責任で守り維持していくという本来の地方自治について改めて考えることに繋がるからであります。

昨年十二月の定例会に質問いたしましたのが、合併問題はあくまでもこれからの地方分権型社会を構築する手段であるとの認識は町長も私も同じくするところは確認済みでございます。

共通の価値観や行動範囲、経済圏、そして共同体意識を持てる地域が自分達の地域即ち自治体として形成する基本的な要素であることは町長も百も承知だと思えます。従来の自治体の線引きが、時代の急速な変化、社会環境の変化により、基本的な要素の及ぼす範囲が大きくなってくれば自治体の合併が起こり大きな枠組みへと変化することはしごく当然のことであると考えます。しかし、そのような社会状況の変化の恩恵を受けない地域も存在します。地形や地理的環境、交通など人の行き来の問題などで、時代の変化の恩恵を受けず自治体の範囲を広めることが基本的な要素に照らして無理な地域や、そのように自治体が存在することは国も認めるところであり、町長も本町における合併が無理な状況であることを、長い間行政に携わってきたのですから、十分にお分かりであるはずで、昨年十二月の定例会において「合併しなくていいのならそれにこしたことは無い」と答えられたのがその意味であろうと解釈しております。

そして、やっていけない状況については、一番に財政問題を取り上げ、地方交付税が、十八億五千万円以下に下がるとなれば、小値賀町は財政的にやっていけないとの目安を示されました。ここで、十二月定例会の答弁を受けてさらに伺いますが、やっていけない状況、即ち地方交付税が十八億五千万円以下に下がってくるのが現実の問題になる時期についてどのような見通しを持っているのかをお示しいただきたい。また、地方交付税は暫時減少すると考えた場合、どこまでのレベルにまでは下がると考えておられるのか。また、地方交付税が撤廃されるという考えもあります。町長は今後の国の動向を

現時点でどのように捉えて、「やっつけていけないのでは」と心配しているのかを伺います。本町にとっての依存財源の今後の動向は町の運命を大きく左右するものです。常にアンテナを立てて情報をキャッチし、考察していることと思えますのでお答えをいただきたい。

最近ですが、佐世保市の市民に対する小値賀・宇久との合併問題のアンケート結果が公表されました。それによると、回答の約七〇％が合併に反対という結果が出ております。

国は合併を結婚に例えてパンフレットなどで説明をしておりますが、花嫁がいくら結婚する意志を持っていても、相手はその気にならないならば話はまとまらないのは当然です。小値賀町におけるアンケート結果は合併賛成と反対は拮抗しておりますが、佐世保市は圧倒的な比率で、結婚相手として小値賀や宇久を認めないという結果でした。実際の結婚問題も親戚や世話人がいくら勧めても当人同士がその気でなければ成就しません。片方だけでもだめです。

この佐世保市民に対するアンケート結果を見て、合併合意に至る可能性をどのように考えておられるのかを伺います。

このアンケート結果を見ると、佐世保市と合併にいたる可能性がそれほど大きいとは考えにくいと思えます。たとえ、小値賀町民がそれを望んでも結婚相手から嫌われたらしょうがないし、一番重要なポイントはお互いの住民の意思なのです。市長や町長あるいは議会サイドだけで、事を決する問題ではないのですから、このアンケートの結果の意味は大変大きいと思えます。

しからば、もし、佐世保市との合併が不調に終わった時、町長はどうするつもりなのか。町長はこのままいけば依存財源の問題もあり、合併しないとやっつけていけない状況になると述べられておりますが、佐世保市との合併がだめになっても、やっつけていけない状況はそのまま残り、町長の心配は何も解決されません。現在でも他の県内市町村の中には、複数の法定合併協議会に参加するところも出てきておりますが、他の嫁入り先をあたるつもりがあるのですか、それならどこを考えておられるのかを伺います。

この合併問題は相手のいることで、決して強制ではないところからどのような結果になるのか読みにくいところがあります。ですから、どのような状況におかれても対応ができるよう準備をするべきだと考えます。

佐世保市との合併が不調に終わった場合、小値賀町民は他のどの選択肢を望むのか、町民の意向も聞く必要があるでしょう。また、国の動向や県のあり方の変化も含めて、今後の起り得るあらゆる可能性に対して、対応を準備しておかねばな

りません。そしてそれらに取組む具体的な態勢づくりが最も重要ではないでしょうか。町長は全方位的な対応の態勢作りをどう考えているのか。その必要性ややり方をどう考えているのかを伺います。

次に構造改革特区の内容と本町の取り組みについて伺います。

小泉内閣は、構造改革を旗印に時代の変化に対応すべく多くの政策を打ち出しています。なかなか進まない構造改革ですが、その方向を模索する目玉として政府は、構造改革特区の考えを打ち出しました。

構造改革は全般的な規制改革の速やかかつ確実な実施や「知恵と工夫の競争による活性化」を通じた地域の発展などによって実現されるべきである、というふうな総合規制改革会議は述べています。そして新たに、地域的に規制の弾力化を図ることや地域的に規制を緩和することにより規制改革を加速化する上で構造改革特区は有効な方法を提供することになると主張しています。

そこでお伺いします。本年の一月十五日に二次募集を締め切ったこの構造改革特区の募集の内容について簡単に説明していただきたい。そして、この構造改革特区の募集について、本町においてはどのような検討がなされ、どのような取組みがなされたのかを伺いたいと思います。

合併問題もその対策のひとつなのですが、地方分権の流れの中では、これから地方の独自性や自分達で考えた政策やアイデアがより重要になってきます。自治体独自の政策やアイデアを考える時どうしても規制の網にかかって思うように進展しない問題は多く出てくるはずです。そのようなことを考えると、この度の特区の募集は小値賀町にとって千載一遇のチャンスではなかったかと思えます。この特区を利用すれば新たな取組みや改革の可能性が広がるというものです。今、構造改革特区に関する法案が審議されておりますが、これらを生かした取組みに対する今後の本町の姿勢を伺いたいと思います。

私の質問は以上でございますが、答弁によりましては再質問させていただきます。その際は、自席よりさせていただきます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

まず、一番目の佐世保市民のアンケートについてですが、アンケートの結果については回答率が二七・一％というようになことを聞いておりますし、二七・一％ということはあまり佐世保市民は関心がないのではないかというような考えを持って

おります。また、二七・一％ということは全有権者が十九万あまりおりますので、一・四％に過ぎません。そういったことで私はあまりアンケートの結果を市長を対象にしますけど、市長は重視しないのではないかなと思っておりますし、政治的判断を行うのではないかと、このように考えたりいたしております。

二番目ですが、一〇〇％とはいいませんけれども、私は佐世保市は合併の可能性は十分にあると、このように考えているところでございます。佐世保市から合併を断られた場合は、他に合併は考えておりません。

それから三番目の合併の場合は、結局、地域審議会を作りまして、小値賀町の総合計画等を基本にして合併審議会で審議をすることになると、このように考えております。

それから四番目は、当町は十三年、十四年度の二カ年で交付税が約二億円減額になっております。十五年度も、七・五％の減額が予想されております。十二月の議会で交付税が十八億五千万円を下回ると、町の運営は厳しくなると申しました。積立金が数億円ありますので、しばらくは予算も組めると思いますが、国の方は引き続き交付税の減額をするということも言っておりますので、地方分権で仕事は増えてきております。人員削減にも限度がございますし、また物件費、補助費、維持補修費、扶助費等も必要なものが多く、減額は厳しい状況にあります。経費の節減や基金運用をしのぐにしても十七年、十八年度は大変厳しい状況になるのではないかと、こう考えているところでございます。

それからその後ですが、どのような状況になる公算が強いと考えるかということですが、地方制度調査会の経緯を見て議員もご承知だろうと思えますけれども、中間報告がずれ込んでおります。これはなぜかと私が推測しますには、合併しない町村に厳しい条件がついているのではないかと、私の推測ですけれども、そういうふうな情報も入ってきておりますので、そのように考えたりもいたしておりますので、非常に小規模町村は権限の制限、また交付税の優遇措置を縮小するよというようなことも言われておりますし、小規模町村には窓口業務だけにとか、そういう地方制度調査会の意見もあるようですので、大変厳しいと思えますが、二次提案の政府の方針ということですが、ここにこうありますけれども、これを読んでいくには時間がかかりますが、これを読みますか。簡単に読めないんですけど。

一次のやつのあるを質問の中になかったんで簡単に要約をしていないんですが…。

それから、特区についてまだ話しておりません、すみません。

構造改革特区の内容につきましては、これまで地方の自由度を縛ってきたさまざまな規制を特定の地域に限りて緩和する

構造改革特区ですが、地域の現場の意見を尊重し、法による画一的な規制や省庁の縦割りの弊害を克服する試みとして、いい制度ではないかと私は思っております。

また二番目の特定地域に限定して地域特性に応じた規制改革を実施するもので、地域の活性化、また起爆剤になると期待をいたしております。当町としては、提案はいたしておりますけれども今検討をいたしておりますが、幼稚園・保育所の施設の共用化、または人材派遣会社による医師・看護師などの派遣の特定、特区、そういうことを今模索をいたしておりますのでございます。

それから三番目ですが、取り組み方によりましては経済の再生、地域の振興に貢献することが期待できると思っておりますし、海外離島の過疎地である当町は再生のチャンスでもありますので、特区の試みは未だ緒にいたばかりでありますので、今後可能な限り前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） まず、市町村合併のことについての再質問だけをさせていただきます。

一般質問要旨で前もって提出をしておる順序でお答えになりましたが、これはあくまでも目安でありまして、私が今日質問したことに對して、答えていただくことが前提でございますので、それはお分かりでしょうけれども、そのことはもう一度申し上げておきます。そこでちよつと抜かしているのがございますので、あえてそれも含めてお聞きをしたいと思います。

十八億五千万円以下に下がってくると、非常に町としてはなかなか厳しい問題だと、厳しい状況になるよというふうな見通しをお持ちであるということでございますが、先程私が聞いたのは、現実の問題なる時期はどういう見通しを持っているかというふうに伺いました。確認をしておきますが、十七年、十八年頃は厳しいとおっしゃったのは、十七、十八年頃が非常にこれ以下に下がってくるかもしれないという見通しをお持ちなのかを確認します。

それからもう一点、このまま地方交付税は暫時減少するというふうにお考えのようですが、どこまでのレベルに下がると考えているのかということをお聞きしました。それについては答えておりませんので、町長の考えを、分からんというなら分からんでも結構ですが、お答えを下さい。

それから今後の国の動向をどのように捉えて、やっていけないのではと心配しているのかということをお伺いということとで私は質問をいたしました。地方制度調査会の中間報告が遅れているという内訳は、いわゆる弱小の町村が合併をしな

い、そういうことが平成十七年度四月以降に残ってくるだろうと、それをどうするかということが審議されている意味で遅れていると、こういうふうにおっしゃいましたがそれも一因であります。しかし、今、最も新しい審議の内容は、実は地域審議会をどうするかという議論でございます。前回にも述べましたように、大きくなりすぎると災害等に対応するのが非常に難しいという問題が神戸の元知事から提言をされて、それならば小さな特区、一つの自治体の中にもう一つの共同体というようなものを制度的に作ったかどうかという議論が、今それを先にやろうということをやっておりますので、実は遅れているというのが正しい認識だというふうに思います。それは私もあの地域審議会が国から示されたときに何の効力もない審議会じゃ駄目だと思っていたら、地方制度調査会の中では、これにある程度の自治体の能力を持たせようじゃないか、そのためには公選制でその代表者と議員を選ぶということもする必要があるのではないかと、しかもそれは自由選でその地域の人間が望めばそう出来るようにすればいいではないかと議論が今なされておられるのが現状です。そして、それを早くやることによって、早く示すことによって、それなら合併してもいいなと思ってもらえるようにする必要がありという議論をしているんです。だから、急いでいるんです。で、そのために私は遅れているというふうに思っておりますので、何も弱小の自治体が合併しなかった時にペナルティをどうするかというような議論を実はしているのではないということ、ご認識をして欲しいというふうに思います。更に、そのことに関連して申し上げますと、地方制度調査会がこういう意見書を出すようにしております。「当面の地方税財政措置に関する意見書」ということを出そうとしております。その内容の中に、地方交付税のことについて触れております。「地方交付税の見直しについて、地方交付税については、財源補償機能をめぐって様々な議論が行われているが、財源補償機能は国が内政の大半を地方公共団体に委ね、法令等による基準の設定や国庫補助負担制度を通じて一定の行政水準の確保を求めている仕組みと不可分の関係にある。また、財源調整機能と一体として財政力の差に関わらず、地方公共団体が必要な行政サービスを供給することを可能としている。従って、国が地方公共団体に一定の行政水準の確保を求める基本的な仕組みが存在する以上、地方交付税を通じた財源補償は堅持しなければならぬ。」という意見書であります。これを見る限りにおいては、地方制度調査会は、地方交付税は撤廃しろというふうにはならないだろうなというふうに私は判断をしておるところでございます。ただし、地方交付税はそのまま残すという意味ではなくて、やはり段階補正等の見直しは必要であるというふうはこの意見書の中にも書かれておりますので、樂觀は出来ませんが、そういう意味においては、最悪の状況にはならないという私は判断をしておりますけれども、先程のどこまで

のレベルに下がると考えておられるのかということ、今のようなことも含めて町長から答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、佐世保市のアンケートの結果についてかなり軽く捉えておられるようでございます。佐世保市は二十四万ございますので、全家庭に配布するというのはなかなか難しいので、小値賀町みたいなところは全部に配布したってどうってことないんですが、ああいうところというのは、都市部はどう考えるかというサンプルをとるんですよ。そのサンプルの中から全体を把握しようと考えてるのです。ですから、僅か何%じゃないかという言い方は、それは佐世保市に失礼であります。佐世保市はそうしたものを一つのサンプルとして考えておるわけでありますから、これが返ってきた数字が小さいのというところは、あまり私はこの辺のところでは楽観すべきではないというふうに考えます。更に、佐世保市は去年各地区で、合併に関する説明会をいたしました。その折にそこに来ていた会場の市民の皆様から、吉井や世知原は一〇〇歩下がって考えても、宇久・小値賀は、今後宇久・小値賀と合併するなど言語道断だという、そんな金があるならもつと佐世保市に必要な、やんなきゃいけないことがいっぱいあるだろうというようなことを、述べられている人達がけっこうおりました。そのことも合せて市民の考え方はどの辺にあるかということ、それから無関心層が非常に多いということ、それも事実でしょう。そういうところが果して合併することに賛成なのかと、そうではありません。そういうふうなことも含めて考えますと、そんなにあまり状況ではないというふうに思われます。しかも、佐世保市議会の方々とも少し内々にお話をしてても、積極的にこの合併を進めようじゃないかというふうな気概は私の感じとしてはみられません。そういう状況の中で、佐世保市と合併をするだけに今頼っているわけでございますけれども、これが不調に終わるといふ可能性は私はそんなに低くはないというふうに思っております。仮に低いにしても、行政を預かる人間は、その僅か数%であっても、そうなった場合はどうするかということをちゃんと持ってなければ、用意しなければならぬと私は思っております。そういうことにおいて、町長は合併をしないとやっていけませんよというなら、佐世保市が駄目だったらどこかを探す以外にないじゃないですか。そうなった場合に別の策があるんですか。あるんだしたら、その策を言って下さい。私はそういうものをちゃんと持った上で、佐世保市の合併推進に一生懸命頑張るといふ姿勢が責任ある行政を委ねられた人間のリーダーの姿勢であると、私は思います。そのことについてお伺いを更に重ねておきます。

それから、もし仮に佐世保市が駄目だった場合は、小値賀一つではやっていけないというふうに考えるなら、上五島との

合併というのが、一番距離的に近い。そうすると、小値賀の町民の方々は、結構、佐世保市との合併は賛成だと言ってますが、上五島の合併になった時でも賛成とおっしゃるんでしょうか。そのことについての我々は資料を持っておりません。そのことについても実は討議をすべきではないかというふうに思っておりますが、このことについてはどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

特区の問題については、後からやらせていただきます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） お答えいたします。

たくさんありましたので、抜かしたら後で答えますけれども。

十八億五千万円の時期が、十七、十八年度だということは、先程言いましたけれども、最低限はどのくらいになるのかということは、それは私もはっきりは分かりませんが、優遇措置、結局一人当たりの交付税の額、そういったことについて香山審議官が言いよりましたけれども、その優遇措置もとらなければならないというようなことも言いますので、大体四〇〇〇人以下ぐらいからが一番交付税の率が高いんだというようなことを言ってますし、そういうことでまだ下がるんじゃないかということは私は思ってますし、十万人ぐらいの、諫早市が十万人ですけれども、十万人の都市で見えますと、一人当たりの交付税額は、六万から七万ぐらいですね。ところが小値賀町は五十二万ぐらいもらっておるわけですから、そういうことを考えますと、まだ下がるんじゃないかなと、優遇措置が大変なくなつて下がってくるという懸念はいたしております。

それから地域審議会については、任意合併協議会ですかね、法定合併協議会になつてから地域審議会を作るというようなことで決議すると出来るだろうと思えますし、全国町村会長の山本会長が地方制度調査会に出席をいたしまして、そして申し上げておりますのが、合併前の旧市町村の枠組みを生かした仕組みを考えてもらいたいというようなことを言っております、新時事組織、議員も言いましたけれども、必要性があるのではないかといいことを訴えておりますし、それも地方制度調査会は考えているようですので、そういったことになりますと、当町でおっしゃるとおり災害等の場合は、対応できるような仕組みが出来るのではないかと、こう思っております。

それから、アンケートの結果ですが、二七％の回答率を見て私はあまり関心が無いのではないかといいいますのは、昨年、

一昨年ですか、衆議院の選挙のときでも、あれは何%でしたかね。六〇%は越えてたんじゃないかと思えますけど、六四%ぐらい出てるわけですね。それからいきますと、非常に低いというようなことで関心があると私は回答してくれるんじゃないか、関心が無いんで回答率が低いんじゃないかなと、こう考えたわけです。それでおっしゃるとおり説明会の情報等は聞いております。しかし、今も言いましたように私は佐世保市は合併を受け入れてくれるだろうということを十分に考えられますので、そのようなことで佐世保市との合併についてだけは今考えているところでして、他の町との合併は考えていないわけです。ですが、おっしゃるとおり、合併しないとやっていけないと考えておりますので、全力で佐世保市と合併をされるようにやっていかなければと、私は思っているんですけども。

それから、上五島ですね、小値賀町がアンケートをとりました時、十%ありました。そういうことですが、一回上五島にも宇久が申込んだんですが、駄目だということで上五島からは反対をされた経緯がございますが、そういう今の状況はそういうことです。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） それでは合併の問題について、もう一点だけ。

佐世保市との合併に全力をあげるということで、その他のことは考えていないということでございます。それは、町長の姿勢として結構なことだと思いますが、そうであれば、じゃあ合併をするということでも佐世保市と全力をあげてできなかった場合においてのことを考えていないとすれば、合併が出来なかった場合はお辞めになるんですか。そういうふうに考えざるを得ないんですね。もしそうなった場合は、この方法を考えていますということでも考えといてくれればいいんですけど、そうじゃないんなら、こっちが駄目になったらもうやっていけないんですかというところで考えといてくれればいいんですから、そういうことにおいては、じゃあ私はやれませんかというんですかね。そこら辺のところをはっきり伺っておきたいというふうに思います。

それでは、特区の問題でございますけれども、一応、特区についてのご認識はしっかりとしておられるようでございますし、またこの可能性が非常に小値賀町にとつては有効に働く、あるいは再生のチャンスだというふうに捉えておられるという点では、私も安心をしておりますけれども、政府は構造改革特区に関して更なる募集をしようとは考えていないと思えます。今考えているんですか。その幼稚園や保育所の一体化、人材派遣の云々という、そういう問題は今考えているんですか

ね。これ一月十五日までに考えて出さなきゃいけないかった問題ではないんでしょか。そのことは、私が聞きたいのは、こういう問題を国から各自自治体に問いかけられた時に、小値賀町はなぜそういう問題があるのに、出さなかったのかということとを聞きたいんです。町長もですね、以前から幼稚園と保育所を何とか一緒にできないかという考えをお持ちであったことを私も承知しておりますので、その時に人員の配置の問題等で一緒にしても職員を減らすという状況にならないんですね。制限がありますから。規制がありますから。そこら辺を、規制を撤廃しないと用法一体化というのは、実を結ばないということをお分かっておられると思うんですが、それだったらこれをチャンスに募集に応募しておこうというふうに考えるべきだと思いますけど、なぜしなかったのか分かりません。そこら辺、答えて下さい。他に人材派遣云々のアイデアもあるということとでございますけれども、それも含めてなぜ今検討かと、なぜ第二次募集の時までにやらなかったのかと。今、国では六五一件ですかね。この特区の応募があつてみたいんです。それをもとにして、これらが出来るものと出来ないものを仕分けして、これは出来そうだと思うものを選定をした上で、この法案が通れば、こういうことで特区でやりたいという自治体は、手を挙げて下さいという形になるはずで。新たに募集をかけるということには私はならないと思うんですが、ということ、今まで出ているものでしか手を挙げるとすればないんだということであれば、独自の考え方で小値賀町がこれをしたというのを今から言っても意味ないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところの考え方はどうだったのか、悠長に考えていたのか、いや第三次募集もあるんだと考えておられるのか、そこら辺を伺います。

更にアイデアとすれば、グリーンツーリズムの問題等が小値賀においても、それをやったらどうかというようなことは農林課を中心に考えておられるし、議会の特別委員会においても、この問題を協議をしているところでございますが、その時に宿泊を農家にさせる時には、旅館業法という法律の問題と保健所の問題等がありまして簡単にうちの部屋を一部屋それに提供してご飯食べさせて泊まり賃をもらってということができないんですね、今のやり方では。制度では。従って、特区としてそれを認めてくれという言い方も、我々は実はやるべきではなかったかなと、實際上そういう特区の申し出をしているところがございしますので、おそらくそれは国の方としては考えていくだろうと思えますが、なぜうちもそれは出さなかったのかなと。特区として認めてもらうときにやっぱりそういうアイデアを出したところから優先的に私は国は指定するんじゃないかと思うんですよ。だったら、先にあげておくべきではなかったかなというふうに思うからそれを言ってるんです。

それから老健施設の問題あるいは特養の拡充の問題について、今度介護保険の見直しが行われまして、そしてこれから三

年間のうちに新規に増設あるいは新設できる介護保険におけるところの施設は、その地域の上五島圏域の充足率によるわけですね。そうすると今、充足率は一〇〇%でして、ほとんど補助金をあててに建てることができないんですね、三年間。そういうときに、離島のあり方というのは上五島に行けば空いてるじゃないかというふうにしても、お年寄りの行動範囲なんて僅かなんですから、年寄り夫婦になった時に、片っ方がそういうところに入って片っ方がという話になったときに、なかなか行けないですよ。やっぱり離島は離島の現状があるのですから、そうした考え方を制度的に撤廃してもらって特区として認めて、小値賀町においてはこれぐらいの不足が生じてるのですから、新規に建てることを認めて欲しいというぐらいのアイデアが出されなかったのかなというふうには私は思っております。思いつくところを述べさせていただきましたが、そういうふうはこの特区の問題をもっと重要視すべきではなかったかなと、なぜ出さなかったのかということを中心にお伺いをしたいと思います。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） 一番目の合併の相手ですね、あのことについては、私が考えておりますのは統一選挙がありますので、その結果によって住民がどのように考えていらっしゃるかということもある程度分かるだろうと思えますし、そういうことで私はそういう方針でいきますよというように言うわけで、その後についてはここで申し上げない方がいいんじゃないかと思えます。

それから今の特区については、保育所・幼稚園を合併しても人員は減らないということですが、減るんですね。と言いますのは、一人当たり何人と決まっておりますんで、その一人当たり何人、三〇人なら三〇人に満たない場合があるわけですから、合併して丁度なることになりますし、その場合は幼稚園とこっちで一人ずつ要することもあるわけですから、やり方によっては職員を減らすことも出来るんじゃないかと思えますし経費も安くなるだろうと、こう思います。結局、一人当たり幼児を何人以下で受け持ちなさいとなってるんですから、その何人以下になるまではいいわけですから、一人当たり。そういうふうな私は考えをしております。それから、特区は四月に第一次の申請を受け付けるようになっております。そして、第二次はいつになりますかとということをおの方に聞きましたら、それがまだ不明だというふうなことです。それと特区は結局これはもう全町村該当してもいいなというふうなものもあるようですから、そういうものも保育所・幼稚園も入っているようなと思っております。

それから特老も、新規で特区でやりなさいという考えはないのかということですが、補助金、税に関する事、それから刑法に關することは特区でやれないですね。だから、補助金をもらわないでやるならやれるんです。補助金をもらわないでやれるなら特区も何もいらないうんですけれども、そういうことで補助金と税金、それから刑法に關することについては特区はだめですというふうなことです、そういうことです。

また、私達の不勉強なところもあつたと思ひますけれども、ですから、二次の分についてももう少し県の方とも交渉してみたいと思つております。

議長（川村章雄）　しばらく休憩をします。

—	休憩	午前	十一時	二十五分	—
—	再開	午前	十一時	二十五分	—

議長（川村章雄）　再開します。

四番（立石隆教）　おっしゃるようによく勉強しているようでございまして、安心しました。

ただ、幼稚園・保育所の考え方はちよつと町長の場合は考え方がちよつと違うようです。例えば、幼稚園か保育所をどちらかを無くして一つにするならばその考え方はあるんです。ところが、両方を一緒にしますとその幼稚園の教諭と保育所の保母さんとの資格が違うので、これは人数が減つてもその一つのクラスの中に一つでして二人の人間が必要になるという規制があるんです。それがあつたので、それを撤廃しようということと各自自治体から上がつて二人の人間が必要になるという規制と上がつていふんです。出来るんだつたら上がらないんです。そういう問題なんです。だから、方向性がちよつと違うからそういうふうなことが起つていふのかというふうには思ひます。それは大した問題ではありません。

あと私が聞きたいのは、こういう問題が出てきたときに町長は指令をしたのかということ。各課においてこういうことを考えさせる必要があつたと思ひます。だから各課の担当において、規制があるから実はこれは出来なかつたなと思ひものがあるものを出せと、それを検討して小値賀独特の規制撤廃の特区としての考え方でやるといふのがあつてもしかるべきではなかつたかと思ひます、そのような指示をなされてそして各課で検討したのかどうかということでありまふ。実は、去年の十二月の定例会の時でも黒崎議員が一生懸命、農業関係の独自の考え方をしろということをやつてましたすよね。独自の考え方をすると、どうしても規制にぶつかるわけですね。そういうことをクリアしなさいという話をしているんで特

区はいタイミングだったんですよ。そういう自分達で農業関係だけじゃなくて、住民関係もそうですし、教育関係もそうです。全部そういう関係の中で、さてさてこういう問題を改革しようと思ったときに、これが最初から押さえつけられててねという問題は確かにあったと思うんですよ。それをなぜ洗い出さなかったのかなど。出したんですかね。やったけれどもやっぱり今回止めとこうという話になったのか、その辺のところをしたのかどうかを伺いたい。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） この法案は、国・県・町に文書として流れて来てないんですね。インターネットによるあれで通知といえますか、そういうことで正式な公文書が来てません。それでそういう勉強不足も私達もあつたんですけれども、一応課長にはこの特区のインターネットのやつを配布をいたしまして、こういうふうなやつとかそれから新聞の切抜きとか課長にもやって、検討して下さいという事は申し上げております。

議長（川村章雄） これで立石議員の質問を終わります。
しばらく休憩をします。

議長（川村章雄） 再開いたします。

—	休憩	午前	十一時	二十九分	—
—	再開	午前	十一時	四十一分	—

日程第五、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（松永一誠） 議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

当町の国民健康保険診療所の運営の円滑化を図るため、本年四月から国民健康保険診療所に運営協議会を設置することに伴い、別表に委員報酬として月額五千五百円を追加するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(松永一誠) 議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由を申し上げます。

診療所の田中医師については、昭和六〇年六月一日に長崎県離島医療圏組合から四年を期限として派遣され、これまで六回派遣期間の延長が行われてきました。今年三月末で期間満了となりますが、離島医療圏組合は今後は派遣を行わないこととなりました。当町としては今後も小値賀町の職員として引き続き任用いたしたく存じます。給与につきましては、協議の上、二階級引下げることとし、上限を十二級といたしたいと存じます。

このようなことで条例の別表第一を別表のとおり改正いたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長

農林課長（中谷 功） 議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の全部を改正、片仮名書きの文語体である条文が平仮名書きの口語体に改められました。これに伴い、小値賀町手数料徴収条例第二条の表中の一部を改正するものでございます。

改正は、口語体に基づくもの。法律第十九条第二項は飼育許可から飼養登録になったこと。第五項は登録鳥獣の譲受け・引受け者の申請による更新。第六項は登録鳥獣に係るものの亡失、または滅失による再交付でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(福田 等) 議案第六号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回、国民健康保険法の改正により、四月一日より、退職被保険者等の医療費の一部負担割合の見直しが行われまして、退職被保険者本人が現在の二〇%から三〇%に、被扶養者の入院が二〇%から三〇%に改正されるものでございます。

その内容につきましては、第四条の二、第一項第一号中「第六号」を「第四号」に改め、同項第五号及び第六号を削るものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成十五年四月一日からでございます。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているところが改正部分でございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正案は、介護保険法第十七条の規定に基づき第二期介護保険事業計画の見直しに当り、それに伴い小値賀町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

介護保険法第十七条により、介護保険事業計画は、五年を一期とし三年ごとに、その計画の見直しを行うこととなり、平成十二年度から始まりました介護保険事業も十四年度末で三カ年を経過いたし、第一期の計画期間を終えることになり、十四年度中に第二期、平成十五年度から平成十九年度までの五カ年間分の介護保険事業計画を見直し、それに伴い平成十五年度から平成十七年度までの三カ年度分の介護保険料を定めるにあたり、現行の保険料を改正する必要が生じたので、今回上程いたしております。

今回、保険料を改正するにあたっては、当町の介護保険事業計画策定委員会において、第二期の介護保険事業計画の策定を行い、時期事業計画期間における介護サービス費用の総額を見込み、第二期介護保険事業の財源の推計を行い、現行の保険料では、介護サービス費用の総額に対し、財源の保険料分で不足が生じる見込みとなります。そこで、現行の小値賀町介護保険条例の一部を、次のように改正するものでございます。

第七条第一項第六号中の「三五八〇〇単位」を、「三五八三〇単位」に改め、第十二条中の「平成十二年度から平成十四年度」を「平成十五年度から平成十七年度」に改め、同条第一号中の年額保険料「一万七千四百円」を「一万九千二百円」に、同条第二号中の年額保険料「二万六千四百円」を「二万八千八百円」に、同条第三号中の年額保険料「三万四千八百円」を「三万八千四百円」に、この段階が保険料基準額でありまして、月額にして現行「二千九百円」を、三百円値上げし「三千二百円」に改めます。同条第四号中の年額保険料「四万二千五百円」を「四万八千円」に、同条第五号中の年額保険料「五万二千二百円」を「五万七千六百円」に、改正いたします。

附則といたしまして、施行期日は、平成十五年四月一日から施行するということでございます。

なお、参考資料としまして、別紙新旧対照表を添付いたしておりますが、棒線を引いているところが、改正部分でございます。

以上、ご提案の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 策定委員会で慎重にご議論をされたと思いますが、基本的なことでも少しお尋ねをします。

担当の方から、資料を頂いて読ませていただいておりますが、十五年度からの十九年度まで六十五歳以上の人口の推計が出ておりますが、暫時下がっております。六十五歳以上の人口が下がるというふうには十九年度まで計算をしております。なのに、介護保険におけるところの需要額が増えるというように算定をし、従って保険料を上げるといふふうに今度決めるわけでございますが、単純に言いますと人口が下がっているのに、該当者が下がるのに、なぜ上がるんだろうというふうに単純に思いましたので、その説明をお願いします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

給付費の見込みにつきましては、来期の実績等を基に介護給付費を算定いたしました。

居宅サービスは通所介護と短期入所生活介護の利用が年々実績で増えておりまして、その分を見込んでおります。また、施設サービスについては、平成十四年九月末における入者数を基に算定をいたしました。施設サービスの費用につきましては、入所者の増減によりまして、費用が大幅に変わる可能性があることから、今後利用が見込まれる介護療養型医療施設への入所者も考慮いたしまして算定いたしております。

また、先般、国が示した平成十五年度からの介護報酬の改定案によりまして保険料は全体で二・三%下がることになりまして、その後も加味して行いますけれども、認定者が今一七三名おりますけれども、年をとるにいたしまして認定者が増えるということが予想されますので、三百円引き上げさせていただいております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） 年をとるとともに認定者が増えるというのは分かります。だけど、年寄りの総数が減るとしているならば、認定者の伸びが今の段階で同じように伸びてはいかないだろうというふうには単純に思うわけです。だからその件の

計算もちゃんとされたんですかということをお伺いをしたい。

おっしゃりたいことは、六十五歳以上の人口は減っているけれども、後期高齢者の数は十九年度までずっと増えていくということが書かれていますよね。ここに、介護保険の給付費が増えていく要素があるわけでしょう。だから、そこら辺のところは分かるんで、その人口が減っていきながらそこら辺のところも加味して考えたのか、そこら辺のところはどうなのか、その説明をお願いをしたいということです。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えいたします。

人口が減りますけども、実績を見た場合は十三年度が二億六千四百万、そして十四年度見込みが二億八千六百万と、年々上がっております。また施設はその考えですけれども、在宅でまた医療費が上がるということも見込まれて、十五年度で九億一千万、十六年度で九億四千万、十七年度で二億九千七百万しておるわけですけれども、人口減りますけれども、サービス料は増えるということで増額をしております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩をします。

—	休憩	午後	十二時	四分	—
—	再開	午後	一時	十五分	—

議長(川村章雄) 午前中に続き会議を開きます。

日程第十、議案第八号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(福田 等) 議案第八号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回、国の法律の改正により、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、小値賀町の条例も改正するものでございます。
内容につきましては、一、「母子家庭の母」及び「寡婦等」の定義の改正で、第二条第三項及び第五項中「第五条」を「第六条」に改める。

二、老人保健法の改正に伴い、第二条第九項、第三条第二号及び第四条第二項中「及び第五項」を削るものでございます。
附則といたしまして、施行期日は平成十五年四月一日から施行するというものでございます。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、棒線を引いているところが改正部分でございます。
以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第八号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案と日程第十二、議案第十号、小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、関連がありますので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、日程第十一、議案第九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案と日程第十二、議案第十号、小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題とします。

局長に両議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 両議案の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(西 浩三) 議案第九号及び第十号について、提案の理由及び条例の内容をご説明いたします。

「小値賀町簡易水道事業給水条例」の今回の一部改正は、六島地区が海水淡水化装置の改良手続きに伴い、簡易水道としての人口要件が一〇〇名以下になり、事業認可が受けられなくなりますので、簡易水道事業区域から外そうとするものでございます。

なお、平成十年にも野崎地区を簡易水道の区域外としておりますが、今回も同様に、今後は飲料水供給施設として町が管理をしていくということで「小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例」の一部も改正するものでございますので、合わせて説明をさせていただきます。

「小値賀町簡易水道事業給水条例」の今回の一部改正は、第二条で給水区域から四号の六島地区を削除し、「小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例」第四条にあります給水区域に第三号として六島地区を追加するものでございます。

もう一点、第三条で飲料水供給施設として、従来の六島地区の浄水場及び配水池を第三号、第四号として追加するものでございます。飲料水供給施設となりますが、従来どおり簡易水道の準じて、建設課水道係で責任を持って管理をしてまいります。

今後の手続きとしましては、工事完了後、簡易水道事業の廃止申請書を県に提出、認可後に条例を公布するようになります。附則では施行日を公布の日としておりますが、今のところ四月一日からの施行を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから両議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。

本案は特別議決となっておりますので、起立によって採決したいと思います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（川村章雄） 起立全員です。

したがって、議案第九号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第十号、小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第十号、小値賀町飲料水供給施設設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第十三、議案第十一号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(西 浩三) 議案第十一号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明いたします。

現行の設置条例は、別表第一で大島処理区と前方処理区の二つの地区の漁業集落排水処理施設、農業集落排水処理施設について、処理区域、処理場の位置を定めておりますが、今回の設置条例の一部改正は、柳地区についても処理場の建設が進みまして、まもなく一部の家庭で供用開始が可能な状態になりましたので、柳西、柳東の両地区を柳処理区とし、また、処理場の位置を柳郷七〇七番地として別表に追加するため、本議案を提案するものでございます。

今後の事務手続きとしましては、本議案の可決後に、供用開始の告示をしまして、柳地区の一部、処理場へ自然流下により流入可能な家庭、約三〇戸程度になります。宅内工事後の接続が可能になります。

なお、大多数の家庭につきましては、現在のところ、七月末を見込んでおりますが、十五年度工事のマンホールポンプ設置工事完了後、接続が可能となります。

附則で条例施行日は公布の日としておりますが、現在のところ、供用開始日と施行日は平成十五年四月一日を予定しております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十一号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第十一号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十二号、字の区域の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本件について提案理由の説明を求めます。

税務課長(中村敏章) 議案第十二号、字の区域の変更について、提案理由をご説明いたします。

字の区域の変更が必要となった、柳第二・浜津第一地区は二〇の小字で構成され、土地の所有者のほとんどが柳及び浜津地区の住民で占められている区域でございます。

補足資料としまして添付しております、字配置図の黄色の部分が柳第二地区でございます。緑の部分が浜津第一地区でございます。

これらの地区は平成十三年度に現地調査を実施いたしましたして、本年度に面積測定と成果の閲覧、平成十五年度に認証請求

を行い、調査の成果に基づき登記簿の書き替えを実施する運びとなっております。

字の区域の変更は、議会の承認を得て知事への届け出が必要なため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により、本議会に提出するものでございます。

それでは字の区域の変更について、内容をご説明いたします。

説明の補足資料として、変更箇所の子配置図、次に字界変更図を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。柳郷字五両に編入する区域でございますが、柳郷赤尾一三七六のホ及びこれに隣接する道路である国有地の全部並びに一三七六の一七、一三七六のトの地先の道路である国有地の一部でございます。

次に浜津郷字升水に編入する区域でございますが、これは二枚目になっております、浜津郷字久保五九六でございます。以上、字の区域の変更箇所についての説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十二号、字の区域の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第十二号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(松永一誠) 議案第十三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について提案理由を説明いたします。

辺地債を借りる事業を行う場合は、その都度、議会にご提案をし、議決を得て県と協議を行っていました。この度、県より今後五年間の事業計画を策定するように指示を受けましたので、ご提案申し上げます。

計画書のとおり笛吹辺地は、下水道処理のための施設、消防施設、医療施設、電気通信に関する施設を整備する計画です。黒島辺地については、下水道処理のための施設、電気通信に関する施設を整備する予定です。前方辺地は、道路施設、消防施設、電気通信に関する施設をそれぞれ整備する計画です。柳辺地については、下水道処理のための施設、飲用水供給施設、電気通信に関する施設を整備する計画です。斑辺地は、下水道処理のための施設、道路施設、電気通信に関する施設をそれぞれ整備する予定です。大島辺地は、電気通信に関する施設を整備する計画です。

事業計画の詳細については、別紙参考資料をご覧ください。

なお、重要な変更や事業の追加が生じたときは、その都度議会の議決を求めるといたします。

以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第三条第五項の規定により、ご提案いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(川村章雄) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第十三号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第二十九号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長

税務課長(中村敏章) 議案第二十九号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

介護納付金課税額の限度額の改正が主なものでございます。

第二条三項中、当該合算額が七万円を超える場合は七万円を、八万円を超える場合は八万円、に改めるものでございます。同様に、第十一条中、当該減額して得た額が七万円を超える場合には七万円を、八万円を超える場合には八万円、に改めるものです。

適用期日、この条例は平成十五年四月一日から施行する。

適用区分、改正後の小値賀町国民健康保険税条例の規定は、平成十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十九号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十九号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十四号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	四十二分	—
—	再開	午後	二時	一分	—

議長（川村章雄） 再開します。

議案第十四号の議案を、局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（松永一誠） 議案第十四号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）についてご説明いたします。

この度の補正は最終補正でございますので計数の整理のため各節の増減、また各建設事業の入札執行等に伴う事業費の変更、国県補助金の調整等、また国の補正予算採択により、それぞれ予算の補正の必要が生じたものでございます。

補正額は第一条に掲げておりますとおり一千八百万円を増額、予算総額を三十五億九千二百万円にいたしております。

第二条『繰越明許費』は第二表のとおりですが、「県営担い手育成畑地帯総合整備事業」は堆肥製造施設の公園協議に時間を要したため、「経営構造対策事業」は用地買収の相続登記に時間を要し、補助金の決定が二月になったため、工期が不足したこと、また「前方漁港環境整備工事」は盛土材料の搬入において他の事業との調整により工程が遅れたこと、「小値賀小学校大島分校大規模改修工事」は国の補正予算が二月中旬に決定したため、工期が不足したことと、それぞれ翌年度へ繰越すものでございます。

第三条『地方債補正』は第三表のとおり、追加分として、「小値賀小学校大島分校大規模改修工事」は義務教育整備事業債を二千八百八十万円充当しますが、これは景気対策としての国の補正予算債で後年度、元利償還金に五〇%の交付税措置があります。「小値賀漁港漁村コミュニティ基盤整備事業」には過疎債を百二十万円充当いたします。変更分は事業費の変

更によるものが主でございます。

それでは補正予算の内容について、事項別明細書によりご説明いたします。
歳入から申し上げます。

第三款・利子割交付金七十六万九千円増額。

第七款・地方交付税四千万円増額、特別交付税でございます。

これで地方交付税の特別交付税の予算計上額は、一億二千万円になります。

第九款・分担金及び負担金、二項・負担金四十六万三千円増額。

第十款・使用料及び手数料、一項・使用料四十一万円増額。二項・手数料九十五万一千円増額。

第十一款・国庫支出金、一項・国庫負担金四百四十八万七千円増額。一目・民生費国庫負担金の保育児童措置費負担金四百三十八万円増額が主でございます。二項・国庫補助金二百六十六万五千円増額。小値賀小中学校教職員住宅新築工事補助金七百三十六万八千円増額は、離島単価補正によるものでございます。公立学校施設整備費補助金一千四百四十万二千円は、大島分校体育館整備の補助金でございます。三項・委託金二十万七千円減額。

第十二款・県支出金、一項・県負担金二百六十六万四千円増額。二項・県補助金一千三十五万六千円減額。四目・農林水産業費県補助金、一節・農業費補助金の肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金四百六十六万三千円減額は、入札による事業費の変更によるものでございます。三節・水産業費補助金の変更は、各漁港の地区間流用による事業費の調整によるものでございます。三項・委託金百十万九千円減額。

第十三款・財産収入、一項・財産運用収入七十二万五千円増額。

第十四款・寄附金百三十一万三千円増額。各節のとおり香典返し、見舞い返し等の寄附金が主でございます。

第十五款・繰入金、一項・基金繰入金一億九百九十九万二千円減額。二目・振興基金繰入金は、町の活性化事業に充当してありますが、特別交付税の計上、起債借り入れの増額計上や十四年度の今後の収支見込額を勘案し、今回の補正で一億二百万円を基金に戻し、補正後の振興基金の繰入額を七千三百九十四千円といたします。

第十七款・諸収入、四項・雑入四百五十一万七千円増額。

第十八款・町債五千三百七十七万円増額。

歳出を申し上げます。

第一款・議会費二万八千円減額。人事院勧告に伴う十二月期、期末手当の調整で、各款において期末手当の補正は同様の理由でございます。

第二款・総務費、一項・総務管理費五百八十六万四千円増額。四目・財産管理費の補正は基金の寄附金の計上と、基金の利率の調整による積立金、繰出金の調整が主でございます。七目・空港費は小値賀空港ターミナルビル運営補助金四百八十万円を計上しています。二項・徴税費三十万八千円減額。三項・戸籍住民基本台帳費十二万九千円減額。五項・統計調査費十万六千円減額。

第三款・民生費、一項・社会福祉費二百二十一万七千円増額。一目・社会福祉総務費の国保特別会計繰出金百二十五万四千円の増額補正は、保険基盤安定の決定によるもの。また老人保健特別会計繰出金四百二十四万七千円の増額補正はこれまでの実績により医療費の伸びを想定し、それぞれ一般会計から繰出すものでございます。二項・児童福祉費二十九万二千元減額。

第四款・衛生費、一項・保健衛生費六百十七万二千元減額。一目・保健衛生総務費、二十八節・国保診療所特別会計繰出金四百万円の減額が主でございます。また四目・健康増進費は老人保健事業等の事業費の実績により調整をおこなっております。二項・清掃費三百一十一万八千円減額。

第五款・農林水産業費、一項・農業費一千九十二万九千円減額。各事業の事業費の調整を行っていますが、三目・農業振興費の農政ビジョン推進特別対策事業費補助金六百一十一万円の減額は事業の効率化を検討するためでございます。また県営担い手育成畑総事業負担金二百五十三万八千円増額は、県の事業費配分の調整によるものでございます。二項・林業費七十四万四千円増額。三項・水産業費一千三百九十一万一千円減額。漁港事業費の事業費の変更による調整が主でございます。

第六款・商工費五十三万二千元減額。

第七款・土木費、一項・土木管理費九十万一千円増額。下水道特別会計繰出金三百万円増額補正が主でございます。二項・道路橋梁費百八万四千円増額。

第八款・消防費三百六十九万四千円減額。広域消防事務委託負担金三百五十八万一千円減額は、十四年度の基準財政需要額の確定によるものでございます。

第九款・教育費、一項・教育総務費二十三万六千円減額。二項・小値賀小学校校費四千八百四万八千円増額。一目・学校管理費に大島分校体育館の大規模改修工事が、国の補正予算に採択されましたので新規に計上しています。三項・斑小学校費十九万円の減額。四項・小値賀中学校校費九十五万五千円減額。六項・幼稚園費四万七千円減額。七項・社会教育費五十八万九千円減額。八項・保健体育費三十九万一千円増額。

第十一款・公債費百九万七千円増額は十三年度に整備した笛吹地区駐車場工事に借入した起債が縁故債になり、据置期間がなくなつたための増額補正でございます。

第十三款・予備費十二万円を減額し、予備費総額を一千二百五十六万円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

なお、ご質疑に対する答弁はそれぞれ自席から行わせていただきます。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第七款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十二款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十三款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十四款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十八款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・総務費

総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・農林水産業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第六款・商工費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第七款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

柳山議員

十三番（柳山長人） 松くい虫防除事業で予算を組んでいます。四万九千円。今年度松くい虫の被害木はどのくらいあったでしょうか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

松くい虫の被害木の伐倒は三二六本でございます。この分につきましては、一応、松くい虫に関わる分が一五六本、松毛虫に関わる分が一七〇本、合計の三二六本ということでございます。

議長（川村章雄） 柳山議員

十三番（柳山長人） 地区ではどの方面が一番多かったですか。なんか、柳辺りはあんまり見えませんが。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

浜津地区、それから斑地区、特に松毛虫による被害があった地区でございませうけれども、一番多いところでございませう。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませうか。

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 農林水産業費の五目の農地費で十三節の委託料、これに堆肥製造施設管理運営委託金に関係がありますので、管理運営に関係がありますので、あれは二月前ぐらいやったですかね、堆肥舎を見に行ったときに堆肥の中に水分がけっこう混ざっていて乾燥に手間取っているような感じが受けましたけども、現在はそのようになっていませうか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

現在もやはり水分調整ということで牛糞の水分が非常にたかございませう。そういうことで、従来から計画いたしておりました、野草等を混ぜたりしながら水分調整を図っているわけですが、なかなか思うような日数での堆肥が今出来ておりませう、もう少し時間を要するかなというふうに思っております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませうか。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 総務課長にお尋ねします。

起債の目的で十一項目ありますけれども、こういう事業をやるんだ、こういう負担金のある事業をやるんだということで、計画されたものが十一項目も、減額補正したり、増額したりというのは、起債ということはどういうふうに考えておられるのかですね。あるいはもうちょっと前に補正で上げてもいいやつがあったんではないか。あるいは年度末にならないと、こういう事業は駄目だ、いやちょっとオーバーするんだと。一、二、三、各担当課に聞いてそれぞれ理由はありましたけれども、なぜ多くの事業に、このくらい事業をやつて、このくらいの借金で賄わねならんという計画を立てたのが、なぜこんなにも多く発生するのか、その点を総務課長にお伺いします。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えをいたします。

漁港事業ですね、漁港事業につきましては、柳・前方・浜津・小値賀・斑、それから小値賀漁港の海岸環境整備工事、これにつきましては、一般公共事業債というのを借りておりまして後年度の元利償還に八割の交付税の助成があります。それ

と、野崎と小値賀漁港のコミュニティ事業、これは過疎債です。これは、元利償還に後年度七割の交付税措置があります。それと、臨時財政対策債、これは交付税の減額分を補填するもので、これは後年度元利償還に一〇〇%の交付税措置があります。それと、小値賀小中学校の教職員住宅につきましては、今度、国の補正予算債に該当いたしまして、景気対策ということで元利償還に交付税措置の五〇%の助成があります。

こういう補助に例えますと五割から八割の補助というふうな捉え方をしております、当町の景気対策にも繋がるものと思います。起債は、交付税措置がありますが、後々払っていかねばならないもので、起債の残額が余計に出ることは宜しくないことでもあります、七割から八割の補助という捉え方をしたら、町の活性化のためには必要ではないかというふうに考えております。

それで今、こういうふうな変更が出ましたのは、入札の残とか執行残による変更とか内容の変更、そういうものでありまして、今回計上させていただいております。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） 大体分かるんですけどね、そういうことは十分予測できたんじゃないかということですよ。例えば、小値賀地区担い手畑総事業負担金みたいに、理論負担金の増額はどうかだったんだとかいろいろ足らなくなって地域間流用したんだと、だからこういう例えばこういう話もあるし、おっしゃるとおり斑の地元負担金の要る金は、崖のところはやらなくて、地元負担金が要るようなところは止めて、防波堤の外のテトラだけにしたんだと。それぞれ理由はあるわけですよ。当初から有利な起債とかなんとかというのは、予測できたんじゃないかと、それはできなかったのか、そこを聞いていますよ。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えをいたします。

今回、追加は大島分校の大規模改修工事、それと小値賀の漁港漁村のコミュニティ基盤整備事業、これは新規ですが、これにつきましては大島分校が国の補正予算で今回ついておりますので、新規計上です。そして漁港漁村コミュニティについては、これについてはちよつとつかないんじゃないかということ計上してなかったんですが、今回つく見通しができましたので、計上いたしました。それと次の変更ですが、変更についてはさつき申しましたとおり、事業の地区間流用とか入札に

よる執行残、そういうことで調整をしております。それと、担い手畑総は県の県営事業の負担金が他の町外の地区からの分がこつちに流用されたということで、今回増額をいたしております。

それから、先程小値賀中学校の教員住宅の件は、国の補正予算というふうに申しましたが、これは大島分校と間違っておりまして、訂正させていただきます。これは、前から計上しておる分でありまして、辺地債がこれは補助金の増額になったために減額になっております。そういうことで、途中、当初起債の申請をしてから変更を何回かやってきているんですけども、一回一回、予算でやりかえるのもちよつとどうかということで、今回三月に最終的に上がってきている分があります。その点、ご了解をお願いいたします。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） 私は、十一項目もいっぺんにあげるよりも、その都度あげた方がいっぺん予算書として格好いいんじゃないかと、いっぺんにポンとあげたら、それは事務の煩雑とかなんとか云々で、また補正その後にもいろいろ出てきたときに、また補正しなけりやならない、そういう煩雑さもあるかもわかりませんが、本当にこの事業をやっていくら出す、いろいろ考えてやっぱり起債はこのくらいだと決めたやつは、早々十一件もいっぺんに出されちゃ、本当にやってるんかなというふうな感じば受けるわけです。だから、課長の今おっしゃったことはある程度聞いて回ってそれぞれ理由はあるわけです。だから、それが発生したときに載せるべきじゃないかと、最終補正でいっぺんにやるのはどうかというふうに感じたものですから、質問したわけです。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） この変更は、十二月議会後に変更を生じたもので、これは三月の最終議会に調整をさせていただきます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十四号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

おはかりします。

この表決は起立によって行います。

議案第十四号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（川村章雄） 起立全員です。

したがって、議案第十四号、平成十四年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十五号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(川村章雄) 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(福田 等) 議案第十五号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)について、ご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ五千六百七十六万三千円を減額し、予算総額を四億二千五百四十七千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款、第一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分十九万七千円の減。二節・介護納付金分現年課税分五万五千円の減。三節・医療給付費分滞納繰越分五十万円の増。四節・介護納付金分滞納繰越分一万円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分十万五千円の減。二節・介護納付金分現年課税分二万三千円の増。三節・医療給付費分滞納繰越分六万九千円の減。四節・介護給付金分滞納繰越分一万二千円の減。それぞれ十四年度の収納予定額を見込んでおります。

第三款・国庫支出金、一節・国庫負担金、一目・事務負担金七万円の増。介護納付金にかかる事務費に対する補助金でございます。二目・療養給付費負担金、一節・現年度分二千三百二十五万五千円の減。今年度三月から十一月までの実績により、推計・申請するものでございまして、約四〇%が交付されるものでございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金六百二十二万五千円の減。普通調整交付金は、医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって、医療費や所得に差異があり、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、その実績に基づいた減額となっております。二節・特別調整交付金五百八十三万一千円の増。特別調整交付金につきましては、へき地診療所運営費等、計一千八百二十三万五千円が交付される予定になっておりますので、これによる増でございます。

第四款、一節、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分五百三十一万三千円の減。退職被保険者に係る保険給付費の今年度四月から十二月の実績をもとに年間分を推計し交付されるものです。

第五款、一節、一目・共同事業交付金二百七十九万五千円の減。一般被保険者の一月から十二月までの、一件当たり八十

万円以上の高額医療費を対象に交付されるもので、実績による減となっております。

第六款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金三十万五千円の減。財政調整基金の利子分でございます。実績見込みによる減額でございます。

第七款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金百四十五万四千円の増。低所得者に対する国保税軽減額を、国・県・町が補填するもので、七割・五割・二割軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額となっております。三節・出産育児一時金等繰入金二十万円の減。出産育児一時金の三分の二相当額を繰り入れるもので、実績見込みによる減でございます。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金二千六百二十三万円の減。財源不足が予想され、基金を取り崩して財源を補う予定でしたが、医療費が下がる見込みでございますので、減額するものでございます。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費八千円の増。十二節・役務費四万七千円の減。実績見込みによるものでございます。十三節・委託料四十七万一千円の増。法改正に伴うシステム改修委託料によるものでございます。十九節・負担金、補助及び交付金一万八千円の減。実績見込みによるものでございます。三項、一目・運営協議会費、一節・報酬一万一千円の増。国民健康保険運営協議会の委員報酬の実績見込みによる増でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費四千七百七十六万三千円の減。二目・退職被保険者等療養給付費六百十八万八千円の減は、今年度四月から十二月診療分の実績をもとに平成十五年二月診療分までの医療費をそれぞれ推計しております。三目・一般被保険者療養費七万円の減。四目・退職被保険者等療養費六万九千円の減。コルセット等の現物給付分でございます。今年度四月から二月までの実績をもとに三月までの実績を推計しております。五目・審査支払手数料七万七千円の減。六目・レセプト電算処理システム手数料二千円の減。国保連合会によるレセプト処理の手数料で、三月までの実績を推計しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費一千三百四万三千円の減。二目・退職被保険者等高額医療費百十七万七千円の減。いずれも、今年度四月から二月支給実績をもとに三月支給分までを推計しております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費は、財源の組替えでございます。二目・退職被保険者等移送費十四万円の減。重病等の為、島外の医療機関に瀬渡し船で移送する費用でございます。今年度四月から二月ま

での実績をもとに三月までの実績を推計しております。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金三十万円の減。今年度の国保被保険者の出産見込みによるものでございます。

第三款・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金四百九十八万一千円の減。前々年度の老人保健医療費が算出の基礎となるもので、これの確定によるものでございます。二目・老人保健事務費拠出金一万二千円の減。平成十四年度の国保加入者見込数ならびに老人審査支払件数に、それぞれの単価を乗じたものを加えて算出するもので、これらの数値の確定によるものでございます。

第四款、一項、一目・介護納付金は、歳入の国庫支出金の変更に伴う財源の組替えでございます。

第六款・保健事業費、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費、十一節・需用費八万二千円の減。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費、十一節・需用費十万円の減。実績見込みによるものでございます。十三節・委託料六十万円の増。健康管理センターの空調設備が老朽化により使用できなくなりましたので、設計を委託するものでございます。二目・保健指導事業費、十三節・委託料七万三千円の減。健診委託料であります。今年度から健診にかかる補助がなくなりましたので、補助のある一般会計で負担するようにいたしましたので、これによる減でございます。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金一千六百七十五万五千円の増。元金分を一千六百四十八万円、利子を十六万二千円積立てるものでございます。

第九款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金二十一万四千円の増。歳入の特別調整交付金「へき地診療所運営費」分の確定によるものでございまして、診療所特別会計に繰出すものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・国庫支出金

- (「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第四款・療養給付費交付金
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第五款・共同事業交付金
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第六款・財産収入
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第七款・繰入金
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 歳出に移ります。
第一款・総務費
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第二款・保険給付費
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第三款・老人保健拠出金
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第四款・介護納付金
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第六款・保健事業費
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第七款・基金積立金
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)
議長(川村章雄) 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十五号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第十五号、平成十四年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十六号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第十六号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第三号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ二千七百二十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四億八千八百九十四万六千円にするものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金七百十六万九千円の増額。医療費の算出につきましては、今年度十二月分までの実績により、支払基金の計算式により算出され、平成十四年九月までは医療費の約七〇%が交付され、平成十四年十月からは、医療費の約六六%が交付されることになっており、医療費の増額が見込まれることから、増額いたしております。二目・審査支払手数料交付金十九万六千円の増額。これは、審査支払手数料の増による増額でございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金一千百三十万六千円の増額。医療費の算出につきましては、今年度の医療費の実績等により、国の試算により算出され、平成十四年九月までは医療費の約二〇%が交付され、平成十四年十月からは、医療費の約二二・六%が交付されることになっており、医療費の増額が見込まれることから、増額いたしております。

第二款・国庫支出金、二項・国庫補助金、一目・医療費推進特別事業補助金十五万五千円の増額。これにつきましては、老人医療制度改正に伴うシステム改修に要した経費の約三分の一が交付されることになっているため、これに係る増額でございます。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金四百十六万五千円の増額。医療費の算出につきましては、今年度の医療費の実績等により、県の試算により算出され、平成十四年九月までは医療費の約五%が交付され、平成十四年十月からは、医療費の約五・六%が交付されることになっており、医療費の増額が見込まれることから、増額いたしております。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金四百二十四万七千円の増額。これにつきましては、医療費の伸びが予想されることからの増額でございます。

次に歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料六万三千円の増額。十九節・負担金補助及び交

付金二万円の減額。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費二千七百五十万円の増額。本年度三月から十二月診療分の実績額が三億九千三百六十四万二千元であり、これを基に二月診療分までを見込んでの増額でございます。二目・医療費支給費五十万円の減額。これは、高額医療費の実績を見込んでの減額でございます。三目・審査支払手数料十九万五千円の増額。本年度三月から十一月までの実績が百七十四万九千元であり、これを基に二月までを見込んで算出計上いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十六号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第十六号、平成十四年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十七号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（福田 等） 議案第十七号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ四百五十万円を減額し、予算総額を三億八百八十四万四千円にするものとございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料八十五万九千円の減額は、被保険者の所得額の確定による減額でございます。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金四百六十万三千円の減額は、保険給付費の実績等により、国の試算による内示額の通知により減額するものとございます。二項・国庫補助金、一目・調整交付金三十一万八千円の減額は、十二月までの保険給付費の実績等をもとに、国の試算による減額でございます。二目・事務費交付金、三十七万一千円の減額は、十二月までの介護認定申請件数一八九件の実績をもとに、年度末までの補助対象事務費を試算したところ、減額となる見込みでございます。この主な原因は、当初見込みより、介護認定申請件数が下回ったため、これに伴う主治医意見書作成手数料及び認定調査に係る費用が減額になるためであります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金三十万二千円の減額は、十二月までの保険給付費の実績のもとに、県の試算による内示額の通知により減額いたしました。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金百八十四万二千円の減額は、十二月時点での保険給付費の実績等をもとに、支払基金が交付決定をした額に基づき減額としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金二十五万円の減額は、十二月までの保険給付費の実績をもとに、年間分の保険給付費の総額を見込み、町負担分を試算しますと減額になる見込みでございます。二目・その他一般会計繰入金七十一万七千円の減は、事務費分でございます。歳出で出てまいります、介護保険事業計画作成に係る費用及び低所得者特別対策事業費等の減額が主なものとございます。二項・基金繰入金、一目・介護保険導入円滑化基金四千円の減額は、基金の預金利子分の減によるものとございます。二目・介護保険給付費準備基金二百九十六万六千円の増額は、十二月までの保険給付費の実績をもとに、十四年度分の保険給付費総額を見込み、現在までの国・県からの負担金の内示額及び支払基金からの交付金の決定通知額並びに第一号被保険者の保険料の収入を見込み、十四年度の介護保険事業の財源を試算しましたところ、保険給付費に対して、二百九十六万六千円の財源不足が生じる見込みであり、その不足分を介護保険

給付費準備基金より、繰入れを行うものであります。

第九款・諸収入、四項・雑入、三目・返納金の百八十万円の増額は、県の実地指導により、介護サービス事業所養寿園が介護給付費の算定を誤っており、その分の介護給付費が返納されるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費八十八万四千円の減額ですが、その内容といたしまして、八節・報償費で七万円の減、十三節・委託料で四十三万円の減、これは介護保険事業計画作成委託料の減であり、十四節・使用料及び賃借料で十四万三千円の減、これは当初FAXリース料を見込んでおりましたが、コピーとFAXの一体化の機種に機種変更したため、FAX分のリース料が不要になったためであります。十九節・負担金補助及び交付金の二十四万一千円の減額は、低所得者特別対策事業費分で、これは事業対象者数の減による減額でございます。三項、一目・介護認定審査会費十五万五千円の減額は、十二節・役務費は、通信運搬費で七万円の減、十九節・負担金補助及び交付金八万五千円の減は、佐世保市・宇久町と本町で共同設置しております、介護認定審査会の共同経費分の減額に伴います、当町負担分の減額でございます。二目・認定調査等費三十九万一千円の減額は、十二節・役務費二十三万六千円の減と、十三節・委託料で十五万五千円の減であります。これは介護認定申請件数が、当初見込みより減になることに伴う主治医意見書作成手数料及び訪問調査委託料の減でございます。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費二百万円の減額は、一月時点までの保険給付費の実績を基に、年度末までの介護サービス等諸費の総額を試算しますと減額になる見込みであります。これは、施設入所者が死亡等により減になったため、施設介護サービスに対する給付費が減額になる見込みのためであります。

第八款・予備費を百七万円減額し、予備費総額を三十四万九千円といたしております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保険料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第四款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第五款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第六款・支払基金交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第七款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第九款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第八款・予備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十七号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第十七号、平成十四年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 十八分 散会 ―